

駐車場優先選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、駐車場利用要綱第4条第1項に基づき、身体障害者等に対して優先的に場所を定める際の、明確で公平な扱いによる円滑な運用を目的として定める。

(優先扱いの対象者)

第2条 この要綱により駐車場選定の優先扱いを受けうる身体障害者等は、以下の通りと定める。

駐車場利用者の内、現にメゾンふじのき台分譲棟に居住する者、及びその同居の親族が、以下1)から4)のいずれかに該当する者。

- 1) 身体障害者手帳1級～6級保持者で、且つ以下の①から④に該当する者
 - ①視覚・聴覚障害（含平衡機能障害）
 - ②肢体不自由（下肢）
 - ③体幹機能障害
 - ④肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- 2) 療育手帳保持者
- 3) 精神障害者保健福祉手帳保持者
- 4) 要介護3～要介護5適用者で、且つ日常的に通所サービスを受ける者

(優先扱いの条件)

第3条 前条の「優先扱いの対象者」の内、以下の条件を満たす場合に、利用者による申請を理事会で審議・決定することにより、優先扱いとする。

2. 利用者が保有する車両を使用して、1週間に複数回に亘り、第2条に規定した「優先扱いの対象者」の送迎を必要とする場合に、1台分の車両の駐車場所を優先的に選定することを認める。

(優先扱いを受ける手続き)

第4条 第2条ならびに第3条に適合する利用者が優先扱いを受けるための手続きは以下の通りとする。

2. 利用者が優先扱いを希望する場合は、理事会が指定する期日までに所定の申請書に添えて、第2条で規定する優先扱いの対象者であることを確認出来る「公的証明書等のコピー（以下「コピー」と呼ぶ）」を理事会へ提出するものとする。なお、理事会では駐車場担当理事及び正副理事長がコピーの現認を終えた時点で、そのコピーを廃棄するものとする。
3. 優先扱いにより選定された駐車場利用の有効期限は、次回の全利用者による抽選で利用場所を決定する日までとし、引続き優先扱いを受ける場合であっても、改めて前項の申請手続きを必要とするものとする。

(付則)

この要綱は、令和3年5月16日から施行する。